

## 2 難民と認定しなかった事例

### 【事例1】

申請者は、本国において20XX年11月に自己名義旅券を取得し、同年12月、本国を出国し、近隣のA国に約10か月滞在していた。その後、日本国査証を取得して、20YY年12月、C空港から「短期滞在（15日）」の上陸許可を受けて本邦に入国した。

申請者は、本国において父の遺産をめぐる争い、おじと口論になったことがあり、おじは申請者の母を殺害していることから、申請者もおじから殺害されるおそれがあるため、本国を出国した。本国に帰国したら、おじに父の遺産を取り返しに来たと思われ、おじに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行った。

申請者は、最初に渡航したA国での滞在目的は出稼ぎ目的であったと自認し、庇護を求めている上、当該申立ては財産をめぐる親族同士の争いであり、難民条約上のいずれの迫害理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

### 【事例2】

申請者は、20XX年5月、A空港から他人名義旅券を行使して、本邦に不法入国したものであるが、20YY年1月、覚せい剤取締法違反で逮捕され、同年9月に覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反により、懲役7年6月、罰金100万円の実刑判決を受けた。20ZZ年12月、仮釈放となり、B入国管理局に収容された翌月に、本邦においてC教からD教に改宗したことから、帰国すれば本国政府から迫害されるおそれがあるとして難民認定申請を行った。

申請者は、刑務所内で他の国籍の受刑者からD教について教わった旨申し立てたが、申請者にはD教に関する知識はほとんどなく、布教活動等の対外的な活動も何ら行っていないことなどから、帰国した場合に本国政府から難民条約上の迫害を受ける具体的、客観的危険性があるとは認められないとし

て「不認定」とされた。

### 【事例3】

申請者は、20YY年6月、A空港から本邦に不法入国後、当局収容中に、本国においてB党の党员として活動したことから、帰国すれば対立政党であるC党の関係者から危害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

難民認定申請において、申請者は、B党の地域支部において会計業務を担当していた旨述べているにもかかわらず、B党の正式な党名等を全く承知していないなど申請者の供述には不自然・不合理な点が認められる上、B党の党员であったことを示す資料の提出もなく、申立ての信ぴょう性に疑義があること、及び本国政府が政党間の争いに基づくC党の関係者による違法行為を放置、助長している状況にあるとは認められないことから、難民不認定処分となった。

申請者は難民不認定処分を不服として異議申立てを行い、異議申立手続において、199Z年に本国においてC党から同党党员殺害事件の容疑をかけられ、殺人罪で告訴されていることなどを申し立てたが、これらの事情は審尋において突如として主張されたものであり、それまでの手続において何ら言及しておらず、裏付けとなる証拠資料の提出もないことから、当該申立ての信ぴょう性は認められないことに加え、本邦入国後10年以上経過し初めて難民認定申請に及んでいることなどからすれば、申請者は迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しているとは認められないとして、異議申立てには理由がない旨の決定がなされた。なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員の意見はいずれも前記同様の理由により、申請者の難民該当性は認められないというものであった。